

1 開催日 平成 24 年 9 月 28 日（金）

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 31 号 高知市立学校教職員の交通事故に係る措置について

日程第 3 市教委第 32 号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

4 協議事項

高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価における事務局一次評価案について

5 報告事項

平成 24 年 9 月高知市議会定例会について

第 435 回高知市議会定例会に提案した平成 23 年度決算認定議案に対する意見についての教育長専決処分の報告及び議案の審議状況について
学校給食モニタリング事業について

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	横 田 寿 夫
	教育次長	依 岡 雅 文
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	学校教育課長	土 居 英 一
	教育環境支援課長	西 村 浩 代
	教育研究所長	多 田 美奈子
	教育政策課長補佐	近 森 象 太
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
教育政策課主査	森 尾 美 舗	

1 平成 24 年 9 月 28 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 35 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1100 回高知市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

日程第 2 市教委第 31 号「高知市立学校教職員の交通事故に係る措置について」を議題とします。

この案件は、人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よってこの案件は秘密会といたします。

(秘密会のため議事録なし。)

秘密会を解きます。

続きまして、日程第 3 市教委第 32 号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

お手元には、A 4 の高知市立学校教職員人事異動内申方針(案)と A 3 の高知県教育委員会から出されました平成 25 年度高知県公立学校教職員人事異動方針の 24 年度と 25 年度の比較の資料をご提示しております。

まず、県の人事異動方針の変更点についてご説明いたします。左側が、平成 25 年 4 月 1 日付け、今回の人事異動内申方針となります。右側は、昨年度のものでございます。

昨年度と今年度を比較いたしますと、まず、記書きの 1 に、高知県教育振興基本計画重点プランの着実な推進によりという文言が付加されております。それに続く「学力、体力、心の問題など本県における現下の教育課題に的確に対応し、成果を上げることが第一義とし、本人の希望はその範囲内で考慮する。」という文言は変わっておりません。

また、4 の校長、副校長、教頭、事務長の登用に関する項目につきましては、昨年度の文言では 2 行目に「リーダーシップを発揮し、成果を上げるとともに魅力ある学校づくりを組織として推進することができるよう」と表記されておりましたが、今年度につきましては、「リーダーシップを発揮し、成果を上げるとともに、危機管理能力を高め、力のある学校づくりを組織として推進することができるよう」となっており、危機管理能力を高めるといふこと、力のある学校づくりということが明記されております。さらに、これらの職への登用にあって考慮される 5 つの観点のうち 3 つ目として「学校教育の組織、経営能力を有すること。」と、ここでも組織経営能力、組織的な対応という点が昨年度と同様、明記されております。観点の 5 つ目には、昨年度にはない「防災や緊急時の組織的対応と危機管理能力を有すること。」が加えられており、校長を始めとした管理職の登用については、求め

られる人材を明確にした形の人事方針となっております。

さらに、変更点としては9「全県的な教育水準や学校の活性化を図るため」の項目の中で、「大学院等への派遣」という文言も入っており、これまで以上に専門的な知識や力量を要する教職員の育成に努めるといふところの狙いが示された人事異動方針となっております。

このような高知県人事異動方針を受けまして、本市といたしましては、県に上げる内申の方針として、昨年度のものに比べまして付加する形でご提案をさせていただきます。改めましたところにつきましては、先ほど人事異動方針の中でも申しましたように、教育的な諸課題を対処するに当たりましては、やはり学校が組織として、その対処、対応に当たり、解決に向けて対策を講じていくことが非常に重要なことですので、2 具体的要領の(3) 校長、副校長、教頭の任用に当たる部分において、組織経営能力の文言を加えております。また、防災、防犯を含めまして危機管理能力というものも学校のリーダーとしては、非常に重要なポイントでございますので、同じく(3)に、危機管理能力というところを強調する形で文言を加えております。

以上が、24年度の内申方針に新たに付加をいたしまして、25年度の内申方針案としてお示したものでございます。

西山委員

質問です。これは高知県の教育振興基本計画の中で盛り込まれている内容だと思えますけれども、学校の教育現場でなされることは、これで十分わかります。一方で、家庭に担っていただかなければいけないことについては、どこで述べられているでしょうか。

振興計画の中で恐らく、家庭でこの部分は担ってもらわないといけませんと明記しておかないと、何でもかんでも学校でしなさいにされてしまう。そうすると、どんなことをやっても成果が出にくいと思うのです。少なくとも、この部分とこのような考え方に関しては家庭で重点的に指導してください、ということちゃんと謳っていかないといけないと思うが、その家庭の担う役割、家庭教育、家庭学習というのは、この教育基本計画のなかで述べられているのか、述べられていないのでしょうか。

学校教育課長

教育振興基本計画そのものは、学校の側がどういうことをするのがメインとなります。ただ、委員さんご指摘のように、昨今の課題を解決するためには、家庭や地域の役割が非常に重要になってまいりますので、そういった地域や家庭とどのように連携を図るか、どのように中身を分担しながら取り組むかという視点では、この振興計画は述べられていますので、それぞれのなかに寄せられております事業の推進におきましても、そういった連携や協力がどの程度進んでいるのかを踏まえた基本計画としてのプランニングがされていると認識しております。

松原教育長

高知県の教育振興計画案、基本計画重点プランがあるのだったら、教育委員さんに配っておくべきだと思います。資料の提供をぜひお願いしたい。

学校教育課長

資料の準備をいたします。

西森委員

そのものが手元にないので、分からないところがあるのですが、そもそも県からの人事異動方針で示されたものには、わざわざ1項目目で、「高知県教育振興基本計画重点プランの着実な推進により」との文言が盛り込まれております。平成24年4月1日付けのその文言が入っていない方針でも意味が分かった感じがするのに、あえてこれが盛り込まれているということは、これらの目的を達成するために動くに当たってはいろいろな方法があるだろうが、特にこの重点プランに示された方向性というものを尊重してください、という意味合いではないかと思うのです。その理解でよろしいですか。

学校教育課長

非常にいろいろな面が網羅された基本計画でございますので、学校教育を推進していく上での指針となるべきものとして位置付けられていると私共も理解しております。

西森委員

だからこそ、なぜ県があえてこれを盛り込んできたのかな、ということ为先程からあれこれ考えています。例えば、「問題意識は十分わかっています。私はそれに向けてこういうプランでやりたい。」というA先生がおられ、もう一人のB先生は、「それは教育振興基本計画の何項にあるこれこれで、特に具体的に示されているプランはこれですよ。だから僕はこれを着実に実行するという方向でやりたいと思います。」と考えるのだとしたら、内申ではB先生に軍配が上がるという形に、どうやら県は考えているのではないかと思います。そのために、わざわざ文言が追加されているのではないのでしょうか。そういう意味ではないのかもしれませんが。昨年度の書き方でも十分通じるという気がしたものですから。

そのことが、市の側の変更点にはリンクしてないんですよ。一方に、県の教職員人事異動方針に基づきと書いてあるので、そこに入っているという読み方はできるのですけれど、どれくらい市教育委員会でそこを意識されたのでしょうか。

学校教育課長

重点プランにつきましては、一つの目的に向かってアプローチする方法は種々多様だと思います。方法まですべてを規定しているものであるとは考えておりません。ただ、教育の目標に向けてのアプローチの仕方は多種多様でございますので、あまり広がっては、価値観も含めて中々ベクトルが揃わないところがある。そのベクトルを合わせるという範囲でのプランであると考えます。ですので、実際に1つの事柄に対する成果を上げるために、この方法でなければならないというところまでは規定はしてないのではないのでしょうか。むしろ、学校教育として目指すべき方向性を、割りに大きなところで押さえながら、示したのではないかと私は理解しております。

西森委員

必要かどうかも含めて、ご検討いただければいいのですが、県の方でわざわざこの項目を入れた理由は何だろうか、できれば確認していただけたらいいかと思います。でないと、県はそう言っているのに、こちらが分かったつもりで内申を上げたら、いやこっちの思っている人材と違うんだけどとなりかねないという気がしたものですから。よろしく願いしたいです。

それともう1点は、県から人事異動方針が市に示されたのはいつですか。

学校教育課長

2週間程前でございます。

西森委員

やはりそうですか。多分、最近一番問題になったのは大津市で管理職にあった人たちが、危機に当たってどういう対応をしたかということで、まさに組織の危機管理能力みたいなことが問われたことを踏まえて、危機管理が重視されているのだろうと想像します。そういう意味で直近の問題意識が反映されているものと思ってよろしいでしょうね。

松原教育長

今回の人事異動というのは、先ほどからお話がありますように、高知県教育振興基本計画の重点プランが前面に出てきているので、県はその着実な推進のために、それに基づいて人事異動をすることを明言している。なので、それが何なのかということがしっかり分かっていないとおかしいことになる。それぞれの学校の教育の活性化のために人事異動を行って、本人の希望をその範囲内で叶えます、というのが今までの人事異動だったわけだけれども、これをわざわざ一番初めに持ってきたのは、高知県教育振興基本計画の重点プラン、これを着実に推進するためということになりますから、それが出てこない、なかなか難しいということになるという感じがしますね。

依岡教育次長

再度確認はさせていただきますが、県人事異動方針の前文にも振興計画が出てきている中で、なおかつ平成25年度については記の後にも出てきている。これは、県として教育課題に対して対応していく基本的な方向付けを示したものがこの振興計画であり、そこをしっかりと受け止めてくださいとい

うこと、それが特に全面的に出てきたのではないかと考えます。

例えが悪いかもしれませんが、会社であればトップの経営方針があり、それが社員まで伝わっているわけです。教育界では、県の方針があり、市町村のそれに対する方針があり、学校での校長の方針が出てくる。そういう一連の繋がりのなかで、まだまだトップの方針の捉え方というのが弱いのではないかというところがあり、今回については、この振興計画が全面に強調されてきたのではないかと思います。県の方針をしっかりと現場の教職員の一人一人まで受け止めて、対応してもらわないと、その成果は繋がっていかない。そこが、この一番に出てきた根っこにあるのではないかと受け止めております。

西山委員

重点プランというのが書かれている以上は、具体的にこういうことをやる必要があるということが明らかになっているのだ、と思います。このような基本計画があります。そしてこのような理念で計画は成り立っています。このことを考えますと、おそらく24年と25年の大きな違いは、その計画の細則、細部にわたってこういうアクションプランがありますよと。以下のうちのいずれかの選択肢でもってやりなさいということが示されているように、僕は理解します。重点プランという以上はそういうことではないでしょうか。だからその重点プランとは、一体何ぞやというのを教えていただきたいのです。

学校教育課長

重点プランとは、委員さん言われるように、各関連する事業につきまして、その到達目標と時期とを定めたものを、いくつかのジャンルに分けて示したものでございます。

いまお配りしておりますのは、プランを1枚にまとめたものでございます。

重点プランそのものは、全体で85ページ位の冊子でございます。

松原教育長

本来だったら、前文に出てきている高知県の教育振興計画の理念というのは、大きく高知県の教育の方向性を出すものですので、本来だったらそれで行くところなのだろうが、この重点プランとなると、すごく細かくなってきますよね。本来だったらそれは市町村の責任の中で、この問題はやらなければならないのだろうと思う。つまり、高知市が教育振興計画を作っているが、それとの整合性が取れていなかったら二重構造になり、県はこういっている、市がこういっているというようにおかしなことになってくる可能性がある。だから、高知県の基本計画、重点プランというのは、高知市がつくるものの中にも、これをしっかり踏まえた形で一緒になって作らないとおかしいものになってしまうのではないかなという思いはあります。つまり、重点プランというのは、市町村の教育委員会がつくらないといけないものだと思います。

学校教育課長

今のご指摘に関しては、先ほども申しましたように、具体的な方策の項目の中では、県の行っている各種事業についての到達目標と実施計画を示したプランになっております。当然、県が実施するものについては、対象が市町村の小中学校になるものもございまして、そういう県の事業に対する実施計画、PDCAが回るようにプランが建てられたものが網羅されております。当然、高知市独自で行うものもありますので、その部分はこの県の重点プランを踏まえたうえでの実行をしていくこととなるのではないかと考えております。

山本委員

方向性は同じで行かなければいけませんよね。

松原教育長

もちろん、同じでないとい何やらわからない形になります。

山本委員

中心になるのは子どもですから、そのためにすべてが作られなければなりませんね。

松原教育長

一番の問題は子どもの実態で、それに合わせて方針はできていくわけだが、こういうように、細かく県から示してしまうと十把一絡げになってしまう。小さい学校も、大きな学校も同じ方針で行かざるをえない。本来だったら、方針というのは、子どもの実態に即した形で作られていく、そして重点プランというものができていくはずなのだろうと思うが、それを県が作るとおかしいことになります。

しかし、それもあまり言っていないでも仕方がないですね。

山本委員

教育長が言うように、現場の声が当然反映されるようにならないと、均一にはなかなか子どもたちに行き渡らないかなと思います。

門田委員長

こういうものは、管理職以下先生方も知っておかなければならないということですね。

24年と25年度での人事異動方針として変わったところを見ていただいたが、高知市の人事異動内申方針案について他にはございませんか。

西森委員

この人事異動内申方針案は、ここで承認となったら教育委員会に保管されて、県に内申を上げていく時にいったんここに立ち返って、この方針に沿ったものになっているか、逆に教職員から異議が出て内申方針と違っているのではないかという時に、子どもはこれに基づいて、いや何項のここが違うというお話ができる。そういう基準になるものと考えてよろしいですか。

学校教育課長

内申方針は、各学校に示します。本年度の異動内申についてはこういう方針で行いますと示したうえで、子どもは異動作業に入っていくということになります。

ただ、項目にもよるのですが、例えば年齢構成や男女比につきましてはすぐに方針どおりにはなりません。私どもの方針としてこういうことを踏まえて異動内申を行いますということにつきましては、教員に対して周知したうえで作業に入るということになります。

西森委員

県の公立学校教職員人事異動方針は付けないんですね。

学校教育課長

県も、これは異動方針ということでございますので。

松原教育長

教職員の異動は県がやっていますから。市町村は内申権のみを持っています。こうしてくださいとお願いしているだけになります。だから、これを無視しても異動はできることにはなりません。ただ、実際にはそうはなりません。そういう内容のものが内申権といって、それぞれ市町村が持っている。教育委員会でこういう人事異動にしてくださいという内申を上げるわけです。

西森委員

どの観点から話せばいいのかと迷ったのですが、例えば教員の立場からお話します。いわゆる出世がしたかったりだとか、こういうポストを狙っているという人がいたとした時に、それがなかなかうまくいかないですとか、人事であまりにも乱用があるとか、いくら裁量権があるといっても限度があるという者がでるとなれば、やはり問題にはなってくると思います。その時に、何に従って判断していますかと言ったら、まず市の異動内申方針ですよ。そして内申権は、適正に何に基づいて行使されているかといえば、その内申権の基準としてこれを示すんですね。県は、県の教職員人事異動方針も示されている。

その中で、教員の立場としたら、あえて変な例を出しますが、自分も希望した、B先生も希望した、でも自分は通らなくて、B先生は希望通りだった。違いはどこにあるのか、となった時に、県の方で何を重視しているかと言ったら、まさに、さっきから出ている基本計画重点プランではないでしょうか。ということが、教員にも分かるのですかという立場に質問を変えますが、そういう形に逆に言え

ば教員にも徹底していかなければならないということですよ。

僕の熱意と気力で、独自の考えでいろいろ練って、練って僕なりに生徒を良くしたいという熱意は、良く分かったが、重点プランで示されているある種の方向性といいますか、それからちょっと違う、ということは、多分ははっきり言えば人事の中では不利に働くという意味での基準だと思うが、そういう理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長

例えば、A教諭が、こういう風な学校で勤務をしたいとか、こういうポジションに就きたいという希望は当然持つと思います。それから配置される学校等についても希望を持つわけですが、そういった希望は、内申の場合にも、人事異動方針の場合でも、本人の希望については、定められた観点の範囲内で考慮されますし、また内申方針に逸脱しない範囲で考慮されますので、一定本人の希望も踏まえつつ、市全体の学校教育の充実のために異動を行うことを内申方針としては示しております。ですので、本人のやっているどの部分が、反しているか反していないかとなると、そこはこれだけでは説明しきれないところが出てくるのではないかと思います。

西森委員

そうですね。ただその市の内申方針だけだったら、教育振興基本計画重点プランの着実な推進が重視されるなどが一言も出てこないの、内申方針だけだったら分からない。それでいいのかというのが、実はさっきからの悩みです。県人事異動方針も抱合せて学校に行くという点、ここに向けてやっぱり人事にしても、具申する教員さんがいればですけど、県教育委員会からしたら、その様に、きちっとやってくださいと、教員の皆さんに言ってくださいと言っているわけですから、まさに周知徹底していく必要がありますよね。人事に反映されるわけですよ。そうなった時に、この市の内申方針だけだと、即、読み取れるのかなということをおもうので、さっきからの案でいいのかとペラペラめくりながら考えていたのです。

依岡教育次長

県の4項目目でございますが、校長、副校長、教頭、事務長、この登用関係は県が行います。任命権者として。その時に、例えば、あなたは管理職として、または学校運営に関わるポストに就くについて、県がどういう課題を持って、どうしようとしているかは知っていますよねというやり取りが、仮にあった時に、知らないということでは、県の課題を含めてどうするかという柱が動かせないの、そうした点も含めてこの振興計画の中身はしっかり押さえる必要があるというところ、課題解決のためにという関係のところでは、管理職の承認に関わっては、大きく反映されるのではないのでしょうか。

ところが市町村の課題というのはあるのですが、県の面接官は、県の判断基準でしか判断できない。市町村を詳しくは押さえてないわけですから。そういう意味では、県の課題として強調されているところがあるのではないのでしょうか。それは昇任関係にも関係してまいります。

それから人事異動の場合、教育長が言われましたように、教職員は県費でございますから、県下どこでも基本的には県の人事権の対象になっておりますが、市町村は、市町村で配置された中での実情、実態に応じての実践を積み上げてきておりますので、人事権は県下対象で県が持っているけれども、市町村の状況を踏まえて、意向も反映しながら異動することとなります。その異動につきましては、各市町村は県へ内申を上げるのですが、県の考え方は方針として示されているけれども、実情としては、こういうところを踏まえてもらわないといけないというのが、内申になってくる訳でございます。

高知市の場合は、学校数、教職員数が県下の4割占めております。でございますので、市内で異動を行う分は、市町村の教員としてできるのでございますが、他の市町村にまたがっていく場合等々については、この内申と県との調整によってやり取りがなされております。そのような際の考え方が、県の人事異動方針となってまいります。ただ、実際のところでは、考え方にはなっているのだけでも、結果として改めて考えなければならぬ場合もありますよということをこれを抑えていただけたらいいのではないかと思います。

ですから、この基本方針どおりにできるかといったら、それぞれの実情とか、人材によって、中々そうはいかない現状もありますから、結果、3月の異動内申を上げるについて教育委員会でお諮りした時に、基本方針と全然違うじゃないかということになってもしけないが、あくまでもその考え方において作業はするが、結果としては全部当てはまった格好にはなっていないこともありうるようになるかと思えます。

西山委員

この重点プランは、平成24年3月に冊子としてできあがっています。この冊子はどのような形で活用されるのでしょうか。まず、どの程度の部数が発行されて、どういう方に配布されて、どういう説明会なり、研究会なりがあるか、という点などお伺いしたいです。

学校教育課長

県の職員により、校長会等で方針の内容について説明がございまして、その後各学校に配布、教師の手に届いております。ただ、一人ひとりの教員に対して、直接的に渡すことにはなっておりません。学校長が持ち帰りまして、その中身を伝えてまいります。県の方針としては、現在こういうことに重点的に取り組んでいるということをお伝えします。例えば、学力向上の問題も含まれるということなど、喫緊の課題として取り組むべきことを教員に周知をするというのが、発行された以降の動きになります。

西山委員

十分その大事なところが現場で理解されないと歯車が合いませんし、それで、おそらく他に学校長が担ってもらわないといけない仕事としては、各それぞれの教員、職員の方がどのようにこれを受け止めているのか、どういう意見があるのか、そういったものをフィードバックする作業がとても大事なような気がしています。

学校教育課長

まさに、教職員の方向性が一つの方向に定まり、同一方向に向けて動くということが、課題の解決や成果を上げる一番の方策だと思いますので、そういったところを検討、点検するための一つの道標になるべきものと認識しております。当然ではございますが、これを基に市や学校の羅針盤もあるのですが、それもまた同じ方向に向いているということが成果が挙がるかどうかのターニングポイントだと思います。

松原教育長

この県の振興計画というのは、重点プランを含めて、もう少し間口を広くしないと、間口を狭くしてしまったら、市教委は何やるの、学校は何やるのということになる。だけど子どもの課題は、全然違うのに同じ課題で全部やれというのは、これは無理があると思う。

だから、私はこういうプランは、間口を広げて、細かい部分は、市町村や学校に任せていくという形にしてないと、これがなくなったらどうするのかという問題になると思います。県が全部の方針を出しますかということになると思います。やはりそれぞれの学校が、それぞれの子どもの実態に応じた方針を考えていくという風土を作っていないと、持続可能な学力向上策にならないのではないかなと思うので、その辺りは、実際には市町村がやっているわけだから、これよりも細かいものを作っていかなければということだろうと思います。

西山委員

自分たちが使いやすい形で作るということが大事ではないでしょうか。

門田委員長

内申方針については、文言や内容など、この案でよろしいでしょうか。

やはり適材適所という言葉が一番大切だと思うのですけれども、それがうまくいくと、学校もうまくいくのではないのでしょうか。

松原教育長

やはり教職員のそれぞれの特性を生かして、適材適所に配置するということは、教職員だけでなく、

すべての職種の基本ではないかという感じがします。

僕は、市の内申はうんとコンパクトでいいじゃないかという感じがします。あまり細かくやりすぎると、なかなかしんどくなってきます。

山本委員

適材適所ということは、選ぶ側も適材適所でないといけませんので、そのあたりもよろしく願います。

西森委員

適材適所であるためには、ある程度人材や個性が多様でないといけませんよね。みんな個性が均一化されていたら、適材適所しようにもしようがないですね。

西山委員

タイミングが大事ですから、適時も大事ではないでしょうか。

松原教育長

適時という言葉を入れますか。

西山委員

入れた方がいいのではないかと思います。タイミングがずれると、必然的に遅いということになる。

松原教育長

具体的に、どこに入れましょうか。

西山委員

「特性を生かして、適材適所」の手前か後ろのところに、適時という言葉を入れたらいかがでしょうか。

松原教育長

「教職員の特性を活かし、適時、適材適所に配置する」としますか。時期が遅れたらだめだということですね。

西山委員

これは量販店などでよく使われている一般的な言葉で、そこでは、すごく適時であることを重要視します。つまりシーズンが遅れてしまうと、どんなにいいものでも売れませんので、それをものすごく厳しく言われるみたいです。

学校教育課長

では、「教職員それぞれの特性を活かし、適時、適材・適所の配置を図る」という形にいたします。

門田委員長

高知市は、教員の男女比とか年齢の構成などはうまくバランスがとれているのですよね。

松原教育長

アンバランスです。

門田委員長

年齢については、徐々に改善されているように思っていたが、そうでもないのですか。

松原教育長

採用数が少ないですので、若年層が少なくなっています。

また、小学校であれば、本来ならば男女比が5対5であるのが良いのだろうが、今は8対2とかそんなところではないですか。

学校教育課長

男女比は、小学校は1対3くらい。

門田委員長

1が男性ですね。

学校教育課長

男性教員272名に対して女性教員が806名でございます。中学校が、男性教員213名に対して女性

教員が 281 名でございます。

松原教育長

小学校はバランスが悪いですね。中学校は、まずまずということでしょうか。

学校教育課長

年齢構成的にみると、小学校では 40 歳代後半から 50 歳台にかけての教員数が非常に多い状態になっております。

松原教育長

臨時講師はいるが、正規の若い人が少ないのでしょうか。

学校教育課長

20 歳代、30 歳代が非常に少ない状況でございます。近年採用が以前から比べると増えてきましたので、若干改善されつつありますが、まだまだ年齢構成的にはいびつな状態でございます。

松原教育長

女性の管理職も、本来であれば男性管理職に対して、5 対 5 位であればいいが、これもずいぶんといびつでしょう。

学校教育課長

小学校で、女性の教頭先生、校長先生が 25 名、男性が 65 名。中学校は、女性が 9 名に対して男性が 37 名という状態でございます。

門田委員長

他に質問等ございませんか。

それでは、採決に移ります。市教委第 32 号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は出されました原案に「適時」という言葉を、基本方針の中に入れてその他は原案のとおり決することでご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

それでは、市教委第 32 号は、「適時」を入れて原案のとおり決しました。

続きまして協議事項に入ります。「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価における事務局一次評価案について」事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課長の秋沢でございます。

6 月の定例教育委員会においてお諮りしました、教育委員会の事務の点検・評価につきまして事務局の自己評価ができましたので、それに基づいて協議をお願いするものでございます。

この「教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価」につきましては、議案書の 4 ページの趣旨にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 27 条に基づいて、効果的な教育行政の推進を図りますとともに市民の皆さんへの説明責任を果たしていくため、教育委員会の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行うものでございます。

今年度については、4 つの項目につきまして、点検・評価を行ってまいります。1 点目は学力向上対策。2 点目が、小中連携教育の推進。3 点目が教職員研修体系の再構築。4 点目が放課後子どもプランの推進でございます。

それでは各課から説明をいたします。

学校教育課長

学校教育課からは、先ほども説明いたしましたように、学力向上対策と小中連携教育の推進の 2 点について報告いたします。

まず、学力向上対策でございますが、事業といたしましては、1 つ目が中学校学力向上プロジェクトチームの派遣、学力向上スーパーバイザー派遣、学力向上出前研修という取組と、2 つ目としまし

て、中学校学習習慣確立プログラム。3点目としましては、教員補助員等の派遣事業。さらに4点目としてチャレンジ塾運営事業の4つに分けて評価を行ったものでございます。

まず、学力向上対策、従来のものと比較しまして第二ステージと呼んでおりますが、この目標としては、全国学力・学習状況調査の結果を、小学校では全国トップレベル、中学校では全国平均レベルを目指して、取り組むこととしております。

目標設定の理由でございます。本市としては、平成19年度の全国学力・学習状況調査の厳しい結果を受けて、学力向上対策を講じてきたところでございます。成果としては、前回の教育委員会でも報告いたしましたように、少しずつは上がってはきておりますが、まだまだ課題が多いところもございます。特に、子どもたちの家庭学習の状況、家庭で全く学習しないという子どもの状況は、非常に高い割合を示しておりました。こうした家庭学習の状況の改善というのも、学力向上対策の上での大きな課題として位置付けて、4つの事業に取り組んでまいりました。

それでは、個別にそれぞれ4つに事業についてご説明いたします。

まず1点目といたしましては、事業の目標達成に向けて、学校での授業の改善と家庭学習の定着という取組を全市で挙げて取り組むということでございます。そこにありますような中学校学力向上プロジェクトチームの派遣とか、スーパーバイザーの派遣、出前研修というものに取り組んでまいりました。

プロジェクトチームの派遣というのは、学校教育課や研究所の指導主事で構成しますメンバーが、それぞれ学校に出向きまして、学校の取組を支援し、また指導もしていくというものでございます。また、学力向上スーパーバイザーの派遣は、退職教員の方方で、非常に教科指導とか学校経営上の卓越した力量をお持ちのスーパーバイザーが、継続的に学校に入り、学校の取組の評価もしながら、支援をし、指導していくという取組でございます。さらに、教育委員会事務局から学校に出向いて、学力向上でございますとか、学力調査の結果などについて、積極的に分析結果等をお知らせする中で、学力向上対策の充実を図ってきたところでございます。

成果としては、2のところにも示しておりますが、本年度は、中学校学力プロジェクト校を8校揃えまして、それぞれ複数回訪問し、延べ43回、8月末までに実施しております。さらにスーパーバイザー派遣も小学校41回、中学校43回実施しております。そういった中で、特にスーパーバイザーが継続的に指導している小学校5校においては、標準学力調査等でも、非常に高い結果が出ており、また、中学校学力向上プロジェクト校、8校ありますが、こうした学校では、全国研修や授業研修の成果が指導体制の充実という形で見えてきているのではないかと考えております。

こうした取組につきましては、各学校が作っております学校改善プランを年間実施していきながら、常にチェック、改善をしていくわけでございますが、現在中間検証の時期になっておりまして、その自己評価が出されておりますので、課題にも示しておりますが、それぞれの学校の取組が、ある意味良くできている所、それからちょっと滞っている所もございまして、こうした学校の状況に合わせた支援を今後どのように続けていくのかということが、課題として挙げられると思います。

2つ目の、中学校学習習慣確立プログラムについて報告いたします。この中学校学習習慣確立プログラムについては、先ほども申しましたように、全国学力・学習状況調査のアンケート結果におきまして、家で全く勉強しない生徒の割合が非常に高いという厳しい状況がございました。そこに着目して、学校で学習したことを定着させるためには、自学とか、家庭学習が必要であろうということで、学習習慣を確立させるためのプログラムを実施しております。具体的には、教育委員会でも何度か報告させていただきましたが、宿題の課題となりますパワーアップシートをすべての生徒に配布しまして、これに毎日取り組むということで、まずは学習の習慣付けをしていくという取組をしてまいりました。その時々提出率等も私ども教育委員会で把握し、どの時期に提出率が下がるのかということも学校に示しながら、学習習慣は一度崩れるとなかなか戻すのは難しくなりますので、提出率が下がることがないようにといった取組を継続してまいりました。

続いて、課題でございます。アンケートで「毎日取り組んでいますか。」という子どもたちが、70.1%

おり、3割位が時々忘れていたりしております。そういった結果と同時に、パワーアップシートを活用することで、「授業以外での学習時間が増えたか。」という質問に対しては、54.1%に留まっていることが、パワーアップシートだけで終わっている子どもが一定数いるのではないかとということが、課題として見えてきています。パワーアップシートの取組は、一定定着してまいりましたが、それができたら良いのではなくて、子どもによっては、それにプラス・アルファとして、その子に応じた宿題や課題を提示し、学習の内容と量をより充実させる必要があるのではないかとといった課題が明確になってきたところでございます。

学習習慣確立プログラムについては、定期的に担当者会も行いながら、各校における取組を共有しております。また、時々の提出率といったものもアンケート等で把握しながら、継続して学習の習慣が身に付く取組を行っているところでございます。

続きまして、3点目でございます。学力向上対策の取組の1つの目玉になろうと思っておりますが、教員補助員、特別教育支援員、児童生徒支援員、中学校学力向上補助員、学校図書館支援員等の派遣事業について報告いたします。

先ほど申しました、各学校の学力向上対策や学習習慣を身に付けるための取組を支援するものとして、ご説明しましたように人的な支援を各学校に行っております。具体的には、教員補助員が16名、特別教育支援員10名、児童生徒支援員18名、中学校学力向上補助員16名、中学校教育活動充実支援員16名、学校図書館支援員53名を配置しております。それぞれ、特別な支援が必要な子どもへの支援や、チームティーチング、取り出し指導、それから中学校の放課後の学習を充実させるための取組といった形で学校内において位置付けをし、それぞれの任務を担って、取り組んでいるところでございます。

また、図書館支援員関係については、すべての学校に図書館で従事できる教員並びに支援員を配置いたしましたので、このことが図書館の充実に繋がってきております。図書館の状況は、一見して本当に変わってまいりましたし、子どもたちに魅力ある図書館になってきたことは、学校訪問等で私たちも実感しているところでございます。本との出会いの場としての図書館の役割を果たせるような図書館になってまいりましたが、より一歩進めまして、図書館で学習し、得た知識が、子どもたちの学習の場で反映される、逆に学習の場から、学習の課題を解決するために図書館を活用するといった取組へと、今後は発展させていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

最後に、4つ目の高知チャレンジ塾の運営事業について報告いたします。チャレンジ塾については、本市におきまして、生活保護世帯の割合が非常に高い状況があり、生活の安定がなされていないということが、子どもたちの学力向上ができないという結果につながり、ひいては進路保障が十分になされない、就労につなぐことができないということとなり、さらに2世代、3世代にわたって、生活保護を受給せざるを得ないという状況がございます。

こうした負の連鎖を断つという目的で、子供たちの学びの場を作るために、昨年11月から実施しました高知チャレンジ塾を運営してまいりました。高知市シニアネットワーク、これは退職教職員の任意団体でございますが、そこに運営を委託し実施いたしました。23年度には5カ所で実施し、223名が登録し、延べ3,905名が塾で学習いたしました。始めて半年目の事業でございますので、そのままの成果とは言えないかもしれませんが、223名のうちに3年生の生徒が58名おり、このうち56名が進学をし、そして生活保護世帯の生徒17名中16名が高校進学を叶えたという結果も出ております。さらには、実際に参加した子供たちの保護者からは、「このような学習の場があってほしい。」「塾に参加して点数が上がった。」、それからやはり学びの場があることで、「子どもは喜んで塾に通っています。」といった声も寄せられておりますので、非常にニーズに合った取組ではないかと考えております。

24年度も5月にスタートし、現在5カ所で260名が参加しており、うち88名が生活保護世帯の生徒となっております。参加生徒につきましては増加が見込まれますので、今後は、9月議会でも質問に対してお答えしましたが、全市的に展開するために、塾の実施個所の拡大が取組として求められてお

りますし、それに向けて私どもも努力していきたいと考えております。非常に息の長い取組にしていかなければならないと思っておりますので、安定的に運営ができる形を作りつつ、さらに実施個所の拡大に向けて準備しているところでございます。

以上、学力向上対策についての報告をいたしました。

2点目、小中連携教育の推進ですが、先ほど報告いたしました学力向上対策につきましても、また生徒指導上の諸問題の解決に向けましても、やはり義務教育9年間の連携が非常に重要視されております。特に、小学校から中学校に上がる時に、中1ギャップと呼ばれる状況があり、ここをどう乗り切るかというのが大きな課題となっております。

こういった課題に対しまして、本市では、小中連携推進指定事業という形で取り組んでおります。本年度は、12中学校区を指定地域として取り組んでまいりました。事業の概要といたしましては、合同の学校行事や、合同研修の実施、そして前回も少し報告しましたが、個人カルテの活用、それから小中教員による相互乗り入れ授業の実施といったことが、小中連携の事業として取組が進められております。私どもとしては、今年度は、個人カルテの導入を8割以上にしたいということを一つの目標として取り組んでまいりました。成果としては、小中連携の日を11年度から設定して取り組んでまいりましたが、その中身が、非常に年々充実してきており、小中互いに腹を割った話し合いができております。課題の解決に向けては、例えば学力状況調査の結果等については、小学校、中学校がそれぞれデータを開示して、課題を明確にしながら取組を進めていく。小学校の課題が中学校につながった形がこうである、というような内容の研修が実施できるようになってきております。

そういった中で、私どもも出前研修で出ていきますが、お互いすべてをぎりぎりまで共有したうえで、取組を進めていくといった研修会が実施されるようになってきたところが大きな成果ではないかと思っております。また個人カルテについては、若干様式を変えたものも含めて、活用している学校が約76.2%、4分の3位になってまいりました。これは76%の子どもたちに作成されている、という意味ではなく、活用の仕方はいろいろございますが、4分の3の学校が、このカルテを使って9年間を見据えた取組をしようとしているところでございます。さらには、そういう指定校が、連携の会議を年間2回ほど行いながら、それぞれの取組をシェアし、充実させているところでございます。小中連携は、先ほども申しましたように、色々な課題を解決していく時、非常に重要なポイントとなっておりますので、これにつきましては、今後も私たちは、重点的な取組と位置付けて継続してまいりたいと考えているところでございます。

教育研究所長

教職員のキャリアに応じた人材育成と、組織として機能する学校づくりを目標として教職員研修体系の再構築を行います。

まず、教職員の研修についてご説明いたします。本市の教育課題であります学力向上、あるいは今日的な教育課題であります、防災教育やいじめへの対応について考える時に、教職員の研修というのは大きな一翼を担っているのではないかと考えております。先月、8月28日に取りまとめられた「教職生活全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」という中教審の答申においても、教職員の求められる能力といたしまして、1点目、教職に対する責任感、探究心、自主的に学び続ける力、2点目、専門職としての知識、技能、3点目、人間力、ということが求められております。

そこで、目標でございますが、各学校教職員個々の課題を解決することを基本とし、実践的な指導力の育成につながる研修を行うということで、研究所の行っている研修そのものの見直しを行うということを目指しております。

目標設定の理由でございますが、教員の資質の向上を目指すにあたっては、教職員一人一人の資質の向上とあわせて、学校が組織として動く、学校力を高めていくことが大事ではないか、そのためには、マネージメント力を付けていくことが大事ではないかということで、このような目標をたてております。

では、現状、課題でございますが、研修に対して大変積極的に参加している教員がいる一方、研修

に対しての意欲 姿勢にやや欠ける者もおります。そのような部分、また研究所で行った研修内容が、学校での日々の教育の実践にどう繋げていくかということに、やや課題が見られるのではないかと考えております。そういう意味で、我々研修をする方の研究所といたしましても、それぞれの今日的な課題、教育情勢等を十分に把握しながら研修をさらに見直していく必要があるのではないかと考えております。

実践につきましては、以上お話ししましたことを念頭に置きながら研修を行っております。8月には43講座を行ったところでございます。今後は、9月に入ってその講座の振り返り、反省なども含めながら、次年度に向けてどのように計画を立てるのかということを考えております。

その一方で、研究所あるいは教育委員会の中だけで考えてはいけいないのではないかとということで、その再構築に当たっては、外部からの評価も受けるべく、研究所の運営委員会及び教育振興計画策定で14名の委員さんがおられますので、この9月には教育振興計画の委員さんに、研修についての現状であるとか、今後目指すところを提案いたしまして、ご意見をいただいたところでございます。それを基に、現在、外部の評価も入れながら大体の原案を作っております。

アクション、見直しでございますが、さきほども申しましたように、夏季休業中の研修を中心に、振り返りを行っております。現在、研究所内で原案を作っているところでございます。

中核市研修として行っていますが、高知県の行っている研修の内容について、すりあわせも行いながら、教育委員会の他の所課でありますとか、防災であるとか、いじめであるとか、就学前教育等についても、研修という観点からご意見をいただきながら、25年度の研修を再構築していこうということで取組を進めているところでございます。

改善策の検討のところでございますが、さきほど申しましたように研究所で行う研修が、学校の中での校内研修とどう繋がっているか、やはり日々の学校での研修が大事になってくると思いますので、そこを活性化させていくために繋いでいくこと、それから、現在も行っておりますが、出前研修で個々の学校に入っておりますので、そこでのサポート体制なども強化していきたいと考えております。

そういう意味で、再度、全体の研修を見直すとの案をたてております。

青少年課長補佐

青少年課西本でございます。

青少年課から放課後子どもプランの推進について報告いたします。

昨年度も、放課後子ども教室を取り上げました。放課後子ども教室は、中身が放課後子ども教室と学習に特化した放課後学習室に分かれております。本年度は、この2事業に放課後児童クラブを加えて、放課後子どもプランの推進ということで報告いたします。

放課後子ども教室でございますが、御豊瀬小学校の閉校によりまして、平成24年度は、1校減って8校で運営しています。達成すべきレベルといたしましては、8校の年間平均開設日数を210日と設定しております。すべての登校日と夏休み等の長期休業日の2分の1を足せば大体210日になります。達成すべき年間延べ参加児童数につきましては、周辺の小規模校で運営しておりますので、御豊瀬小学校の閉校にも表れている様に、参加児童数は年々減っている傾向にはございます。ただその分、小回りが利きますので、開設時間は、17時を過ぎても運営する学校が4校あって就労する保護者の要望にも応えている取組もなされております。

それぞれ人員不足等の悩みがあるわけでございますが、これも受託団体である実行委員会等が工夫いたしまして、大学生になった子ども教室の卒業生を招へいしたり、保護者が交代でボランティアに入るなど、地域の特性を活かした取組を改善策として実行しております。このように子ども教室は、放課後の安心、安全な居場所として定着しておりますので、現在の取組を継続いたします。

次に放課後学習室でございます。こちらについては、放課後子ども教室のうちで学習に特化した形で、児童クラブを行っている小学校の4年生から6年生を対象に行っております。放課後、週1~2回、各1~2時間開設しておりますが、22年度11校、23年度21校、24年度は26校と委託契約を行っております。そのうち1校は、2学期からの開設を予定しておりますので、成果の報告はでてお

りません。こちらの取組も、児童からも、保護者からも、教職員からも非常に好意的な声が寄せられております。宿題を済ませるだけでなく、発展的な問題にも取り組む児童の姿ですとか、児童同士が教え合うですとか、身近にも教えてくれるアドバイザーがいるので、そこでちょっとしたつまづきを解消して、成績向上にも繋がっているという報告が寄せられております。ただ一方で、来て欲しい児童が来てくれないとか、アドバイザーと学級担任との連携が不十分なために、ちょっと効果が出にくいとか、それから教え方がありますので、やはり小学校の勉強であろうと素人には限界があるという声、また寛いだ雰囲気、児童に私語が多くなるような雰囲気を与えてしまったとの意見も寄せられております。やはり、核となるアドバイザーが確保できるかどうかが一番重要、それから学級担任との連携が重要だという認識を各団体が持っておりまして、質を上げることに取り組んでくれております。

最後に放課後児童クラブについてでございます。現在 34 小学校で、66 クラブございますが、うち 63 クラブが公設公営、旧春野町の 3 クラブを民営委託という形で運営しております。対象は小学校 1 ～ 3 年生。障害のある子どもさんについては、定員に余裕があればという条件は付きますが、4 年生まで受け入れております。開設時間は、通常開設が下校から 17 時、旧春野町は 18 時まで。1 日開設日が 8 時半から 17 時まで、これは旧春野町でも同じでございます。そういう運営の中で、今年の 5 月現在 3,300 名以上の児童を預かっておりまして、1 年生では、入会率は半数近いという数字が出ております。

平成 21 年度から、待機児童の解消にむけて取り組んでおります。1 月の初めから 1 月末までが 4 月入会希望者の申込期間となっておりますが、これについては、待機児童は、ゼロという目標をほぼ達成できております。課題等でございますが、通常開設時間は 17 時まででございますが、現在の社会情勢、他市の状況を見ましても、延長する必要がございますので、9 月議会で、教育長から 18 時までの開設時間延長を検討していると答弁いたしました。また、待機児童が生まれる背景には、施設の狭隘さということもございますので、同じく 9 月議会で、第四小学校とはりまや橋小学校のクラブ棟の改築も認めていただいております。改善策につきましては、開設時間を変更しても、運営内容の質を落とさないような仕組みを、指導員と話し合っております。

それぞれ課題がありながらも、成果を上げており、その中で見直しをしております。以上報告いたします。

門田委員長

ありがとうございました。

点検・評価の総括表についての説明がありましたが、この 9 月末の時点で、今年度の評価がこれで出るということですね。

松原教育長

今後の動きを説明してください。

教育政策課長

10 月に外部の点検・評価委員さんを 2 名委嘱いたします。高知大学教育学部の柳林準教授、そして元高知県教育委員会教育事務所で企画監をされていまして大黒由美さん、このお二人から内諾をいただいております。

委嘱後、本日説明いたしました各課作成の点検シートの一式に教育委員さんのご意見を踏まえて修正を掛けたものを 10 月中に見ていただくように点検・評価委員さんにご説明し、お渡しをいたします。そして、10 月末までにご意見をいただきまして、その後、11 月に臨時の教育委員会を開いていただいて、その中で、点検・評価委員さんからいただいたご意見をお示しし、さらにそれについての改善策の検討などをしたうえで、11 月の定例教育委員会において、最終的な案をお示ししてまいります。

門田委員長

それでは、この場で確認しておきたいことがあればお聞きいただき、また、内容については、持ち

帰りじっくりご検討いただいた上でご意見をいただきます。

教育政策課長

点検・評価委員さんにご意見をいただいたものを、また11月中旬位になると思いますが、臨時委員会を開いて、それも踏まえて、再度ご意見をいただくこととなります。また、点検・評価委員さんには10月9日にお渡しする予定でございますので、お見せする前に修正したほうが良い文言等がございましたら、それまでにいただくとありがたいところです。

門田委員長

それでは、継続して検討していくということで、ご提案のみで終わります。

続いて報告事項ですが、「平成24年9月高知市議会定例会」についてのご説明をお願いします。

教育政策課長

第435回市議会定例会議に提案しました平成23年度決算認定議案に対する意見について、教育長専決処分いたしました教育費に係る部分をご報告いたします。

お手元の資料、平成23年度教育費決算概要の総括に基づいて説明いたします。まず1ページ目、1番の教育費歳出決算総額でございます。平成23年度は、予算額12,149,739千円に対して、決算額10,353,457千円でございます。22年度の決算額と比較しますと、164,765千円の増となっております。

増減がありました主な事業については次のページの資料2をご覧ください。表にありますように小学校費、中学校費が前年度に比べて減額となった一方、社会教育費、社会体育費については増額となっております。

続きまして、平成23年度から平成24年度への繰越額(C)について説明いたします。

まず、継続費の設定年度内において、年度間で繰り越します継続費の逐次繰越については、平成23年度・24年度の2か年で実施しております、はりまや橋小学校整備事業と下知市民図書館整備事業で24年度への390,556千円の繰越をしております。

市議会での議決をいただきまして、単年度予算を翌年度に繰り越します明許繰越は、5つの事業で868,000千円となっております。これは、不測の事態によって年度内に完了できなかったものや、国の補正予算による有利な財源を活用するために、12月の補正で予算措置をしました学校施設の耐震化事業等によるものでございます。

以上、継続費、逐次繰越と明許繰越を合わせた翌年度への繰越額の合計は、1,258,556千円となっております。

次に予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたもの、それが不用額でございますが、平成23年度は、537,726千円となっております。不用額の主なものとしては、小・中学校の耐震補強関連の事業費、また総合運動場の施設整備事業等において請負差額によって生じたものでございます。

以上の結果、決算額を予算額で割った執行率は、85.2%。平成24年度への繰越額を含めると95.6%の執行となっております。

以上が、平成23年度教育費の決算の概要です。

なおこの決算の認定議案は9月25日の経済文教委員会で、賛成多数で承認されまして、また昨日の本会議でも承認されたことを報告いたします。

続きまして、市議会定例会の本会議において出されました教育委員会に関わる質問内容について簡単に説明いたします。

主な内容でございますが、今回はいじめ問題に関する質問、教育委員会の組織や役割に関する質問、学校の耐震化や避難路に関する質問、チャレンジ塾に関する質問、学力向上、道徳教育、新図書館そしてコミュニケーション力に関する質問等がございました。特に、今議会では、いじめ問題に関する質問が非常に多く、全62問のうち20問以上を占めている状況でございました。教育委員会の質問の数につきましては、6月議会で48問でございますので、約3割増加しております。また今議会では、教育委員長への質問が、いじめ問題を中心にいくつかございました。内容については、いじめ問題に

関する大津市の教育委員会の対応や、教育委員会の設置の意義、役割、そして家庭におけるコミュニケーション等がございました。

そして教育委員会から提案いたしました24年度の補正予算議案11件、予算外議案1件につきましては、経済文教委員会において全会一致で承認されて、昨日の本会議においても承認されましたことを報告いたします。

門田委員長

ありがとうございました。

教育費の決算と議会の報告でしたけれども、何かございますでしょうか。

ございませんか。それでは、学校給食モニタリング事業についてお願いします。

教育環境支援課長

教育環境支援課の西村でございます。

学校給食モニタリング事業について、報告いたします。

昨年3月11日に発生しました、東日本大震災以降、学校給食で使用しております食材の放射線物質汚染が心配されて、本市においても保護者からの問い合わせや昨年度の3月議会でも質問があったところでございます。

高知市におきましては、高知県が国の委託を受けて実施している学校給食モニタリング事業の再委託を受けて、一宮東小学校を検査対象学校給食施設として、平成24年9月10日から25年2月15日までの給食の検査を実施することといたしました。

第1回目の検査結果については、セシウム134、セシウム137は検出されておられません。この結果につきましては、高知市のホームページで公表しております。最終回まで継続して、公表していくこととなっております。今回の検査につきましては、高知県が国の委託を受けたということで、県教育委員会に調査委員会が設置されまして、検査方法から結果の公表方法など決定されることになっております。また、検査結果が県の定める検出下限値5Bq/Kgを超える場合については、その後の対応につきましても、調査委員会で協議することになっております。

現在のところ保護者からの問い合わせも特になく、スムーズに進んでおりますので、併せて報告させていただきます。報告は以上の通りでございます。

門田委員長

ありがとうございました。

今の報告に関して、何かございませんか。

ないようです。それでは議事の日程はすべて終了しました。

教育委員会はこれで閉会します。

閉会 午後4時35分

署名

委員長

2番委員
